

平成24年 第10回

仙北市農業委員会総会議事録

平成24年8月7日(火)開催

仙北市農業委員会

平成24年 第10回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年8月7日(火) 午前10時00分

2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室

3. 出席委員 (24人)

2番 佐藤 和	3番 野中 秀人
5番 糸井 淳	6番 倉橋 重基
7番 新山 昌樹	8番 大山 久雄
9番 鈴木 八寿男	10番 藤川 栄
11番 黒沢 龍己	12番 青柳 良成
13番 真崎 純孝	15番 門脇 博美
16番 山手 善美	17番 石郷岡 勇一
18番 千葉 惣永	19番 佐藤 善栄
20番 藤原 由悦	21番 田村 博美
22番 山本 實	23番 佐藤 孝典
24番 藤村 隆清	25番 辻 均
26番 沢山 純一	27番 羽川 正幸

4. 欠席委員 (3人)

1番 藤村 紀章	4番 三浦 猛
14番 高橋 政敏	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報 告

(1) 農地の転用事実に関する回答書について

(2) 農地等利用状況報告書について

2. 議 事

(1) 議案第34号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第35号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第36号

仙北市農業委員会農地改良届取扱要領の制定について

(4) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 田 口 安 業

参 事 竹 下 義 博

主 任 藤 原 正 輝

主 任 小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

19番 佐 藤 善 栄

20番 藤 原 由 悦

9. 会議の概要

議 長 　　ただ今から平成24年第10回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 　　しばらくいい天気が続き、稲の花も出ている地域もあるようです。一転して昨日は田沢鎧畑地域でかなり強い雨が降り、一時どうなるか心配しました。今年は春から夏にかけてちょうどいい天候というのが殆ど無く、困っておるところでございます。話が変わりますが、昨日から農地利用状況調査が田沢地区からスタートしました。皆さんもスケジュール等調整が大変だと思いますが、よろしくお願いたします。

議 長 　　それでは、本日の総会への出席委員は24名。欠席委員は3名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 　　次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 　　それでは議事録署名員に19番佐藤委員、20番藤原委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

議 長 　　本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 　　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

田口局長 　　《会務諸報告の朗読及び説明》（10時10分）

議 長 　　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け

したいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

小木田主任 報告1。農地の転用事実に関する回答書についてです。法務局より4件の照会があり現地調査を行っております。1件目、申請人が〇〇地区の〇〇さん。土地の所在が〇〇131番地と132番地。登記簿地目が田の合計598㎡。変更後の地目が山林です。土地の現況は現地調査の結果山林化しており、非農地であると確認しました。申請地付近を通っている林道が途中で途切れていたため一部林道として利用されていました。申請地の位置は、〇〇地区を〇〇市方面へ向かい〇〇橋を渡ってすぐのところを右折し、山中にしばらく入ったところでございます。山林に囲まれている状況でした。続きまして2件目、申請人が〇〇市の〇〇さん。土地の所在が〇〇232番地2。登記簿地目が畑の4,168㎡。変更後の地目が山林です。土地の現況は現地調査の結果非農地であると確認しました。申請地は一部農道として利用されている状況でした。申請地の位置は、県道〇〇線からホテル〇〇方向へ数百メートル進んだところを左折し、更に1キロメートルほどのところですが、配置図で農地が隣接していることが確認できますが、申請地と農地の間を農道として利用している状況でした。続きまして3件目、申請人が〇〇地区の〇〇さん。土地の所在は〇〇173番地1と174番地1。登記簿地目が田の合計2,317㎡。変更後の地目が宅地です。土地の現況は現地調査の結果非農地であると確認しました。申請地にはキノコ工場が建っております。昭和61年に新農業構造改善事業の補助を利用して建築したものです。申請地の位置は資料に記載のとおりでございます。東側に農地が隣接しておりますが、日照等の問題は無いと確認しております。続きま

して4件目、申請人が〇〇地区の〇〇店。土地の所在が〇〇421番地1。登記簿地目が田の442㎡外、田3筆と畑1筆の合計5筆。面積が1,557㎡です。変更後の地目が雑種地となっております。申請地は平成1年9月に転用許可済みでございます。当時の申請者は〇〇店。転用事由は倉庫、駐車場となっております。土地の現況は雑種地であると確認済みです。倉庫は老朽化に伴い、解体したとのことでした。申請地の位置は国道〇〇号線を〇〇方向へ向かい、旧道との合流地点付近の土地でございます。この4件につきましては、現地調査の結果、非農地化した経緯、隣接地の状況、その他総合的に判断して原状回復命令は発しない旨報告しております。以上です。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

小木田主任 議案第34号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成24年8月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

小木田主任 内容について説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇361番地。登記簿現況共に田。面積が4,953㎡。3条無償移転、同一世帯の親子間の案件でございます。譲渡人が〇〇さん55歳。譲受人が〇〇さん30歳。世帯の稼働人員は5人中4人が農作業従事となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇177番地1。登記簿地目田。現況地目畑の256㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん61歳。譲受人が〇〇地区の〇〇さん37歳。申

請事由は相手方の要望により贈与。受入世帯の稼働人員は4人中1人となっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇8番地1。登記簿現況共に田。面積が353㎡。〇〇在住の同一世帯の親子間による無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん67歳。譲受人が〇〇さん42歳。世帯の稼働人員は8人中4人が農作業従事となっております。続きまして整理番号4番。農地の所在が〇〇237番地。登記簿現況共に田。面積が1,029㎡。合計2筆の1,756㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん68歳。借受人が〇〇地区の〇〇さん50歳。申請事由は貸付人が農業廃止。借受人が経営規模の拡大。受入世帯の稼働人員は7人中4人が農作業従事となっております。備考といたしまして、賃借料が10a当たり米1.5俵の年額米2.6俵。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇149番地1。登記簿現況共に田。面積が1,053㎡。合計17筆の8,742㎡。3条使用貸借新規、公社を通じた割賦売買契約の案件でございます。貸付人が秋田県農業公社。借受人が〇〇地区の〇〇さん62歳。受入世帯の稼働人員は4人中2人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より10年間となっております。整理番号6番については、更新の案件でございますので説明は割愛させていただきます。議案第34号の各案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議 長

説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番については14番高橋委員が担当ですが、欠席しておりますので提出された3条調書を参考に審議していただきたいと思います。次に、整理番号2番については、17番石郷岡委員よりお願いします。

- 17番石郷岡 議長 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》
- 議長 次に、整理番号3番については、5番糸井委員よりお願いします。
- 5番糸井 議長 《整理番号3番について、3条調書に基づき現地確認報告》
- 議長 次に、整理番号4番については、13番真崎委員よりお願いします。
- 13番真崎 議長 《整理番号4番について、3条調書に基づき現地確認報告》
- 議長 次に、整理番号5番については、6番倉橋委員よりお願いします。
- 6番倉橋 議長 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》
- 議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。
- 議長 『無し』の声あり
- 議長 無いようですので、議案第34号については許可することにご異議ございませんか。
- 議長 『異議無し』の声
- 議長 異議無しと認めます。よって、議案第34号については許可することに決定します。 (10時41分)
- 議長 次に、議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。
- 竹下参事 議案第35号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議を求めるものです。平成24年8月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。
- 竹下参事 内容について説明します。農地の所在が〇〇80番地。登記簿現況共に畑。面積が198㎡のうち107.08㎡。使用貸借権の設定です。貸付人は〇〇地区の〇〇さん。借受人が〇〇県の〇〇株式会社。転用目的は資材置き場です。転用理由は、ソフトバンクモバイル無線基地局設置

工事の際に利用する資材置き場として一時転用するとなっております。

詳細については、別冊資料を基に説明します。申請地の位置は、貸付人自宅に隣接する土地であります。国道46号線から県道〇〇線、更に県道〇〇線に入り数キロのところでございます。次に、事業計画についてです。転用理由につきましては、先程説明したとおりでございます。事業費につきましては、総額50万円。内訳は記載のとおりでございます。自己資金で対応する計画です。過去の転用事業についてですが、未完了のものがありますが、同じく一時転用の案件で〇〇地区に同様の理由で無線基地局設置工事に伴う資材置き場等です。完了後速やかに報告することとなっております、8月中に完了する計画であるとのことです。次に、被害防除計画についてです。周辺の農地等への土砂の流出、堆積等を生じさせないように緩衝地を設ける計画です。工事は鉄板を敷いて行う計画です。次に農地復元計画についてです。具体的な復元工事、作業方法は、資材置き場の鉄板等を撤去し、作付可能な状態に復元する計画です。実施期間は平成24年10月1日から10月31日までで、現地確認等は平成24年10月31日に予定しております。復元費用は総額25万円です。資料6ページから8ページには各種図面を載せています。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を9番鈴木委員よりお願いします。

9番鈴木 7月31日に現地を確認してまいりました。申請地に沿って通っている国道は、朝夕の交通量が多いところですので、その時間帯は工事はしないとのことでした。進入路については、交通障害が無いようお願いしてまいりました。隣接地につきましても問題無いことを確認しました。以上です。

議 長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 ソフトバンクさんの無線基地局の案件は、県内でもかなり出ているようです。災害時に利用できるようにという理由のようです。

23番佐藤 議長。

議 長 どうぞ。

23番佐藤 鉄塔用地の草刈りについてですが、周辺の農地とは異なる時期に草刈りを実施しているようです。できれば草刈りの時期を周辺に合わせてほしいという指導が必要だと思います。

議 長 そのとおりです。そのような申請があった場合は指導するようにお願いします。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第35号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第35号については許可相当とすることに決定します。 (10時50分)

議 長 次に、議案第36号、仙北市農業委員会農地改良届取扱要領の制定についてを上程します。説明をお願いします。

藤原主任 議案第36号。仙北市農業委員会農地改良届取扱要領の制定について。仙北市農業委員会農地改良届取扱要領の制定について審議を求める。平成24年8月7日提出。仙北市農業委員会会長羽川正幸。

藤原主任 内容について説明します。前回総会でご協議いただいた件でございます。農地部会で協議した内容を資料に記載しておりますのでそちらをご覧ください。

ただきたいと思います。第2条、定義については、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、1年以内の期間で完了するものをいうとしております。前回総会で案として提出したものには3ヶ月以内としておりましたが、期間はもう少し長くしたほうが良いという意見が多数でしたのでこのように設定しました。次に、第3条届出についてです。農地改良を行おうとするものは、土地所有者、隣接土地所有者及び耕作者の同意並びに当該地区担当農業委員と農地専門委員長の認証を得たうえで、農業委員会会長へ改良届を提出するとしております。添付書類等は記載のとおりでございます。次に、第5条の届出人の責務についてです。届出人は、届出に記載した期間内に農地改良が完了しないと見込まれるときは、会長、農地専門委員長、担当委員と協議しなければならないとなっております。期間1年に設定しましたが、昨年のように震災の影響等受けた場合は延長も必要になるだろうということで、このように付け加えております。次に、第7条の改良後の土地の利用についてです。改良後は、原則3年以上農地として利用するものとするとしております。資料3ページ以降は内規、改良届様式等を載せております。今回、ご承認いただければ、これを基に取扱たいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

5 番糸井 議長。

議 長 どうぞ。

5 番糸井 農道等については、要領に載っていないようですが、転用扱いということでもよろしいですか。

竹下参事 個人でやる場合は私道になりますので転用許可が必要になります。

藤原主任 農地改良届は農地を改良し、農地として利用する場合に必要なになります。
農道となると取扱が変わってくると思いますので調べてから後日、回答
したいと思います。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第36号については原案どおり策定すること
にご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議 長 異議無しと認めます。よって、議案第36号についてはこのとおり策定
することに決定します。 (11時06分)

議 長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありまし
たらお願いします。農協からの報告はありませんか。

10番藤川 第136回秋田県種苗交換会の開催地について、7月15日に組合長及
び大仙市長、仙北市長、美郷町長の4者による協議が行われ、仙北市を
開催地とする決定がされたという報告を受けました。これを受けて7月
27日の理事会で反対する方も無く、正式に決定したことをご報告しま
す。以上です。

議 長 ありがとうございます。議会からの報告はありますか。

10番黒沢 先程、農協からの報告であったとおり、種苗交換会の開催地が仙北市に
決定しました。細かい会場については、色々憶測で噂が飛び交っており
ますが、決定したものはまだありませんので、決定次第順次報告したい
と考えております。以上です。

議 長 ありがとうございます。土地改良区からの報告はありますか。

17番石郷岡 ありません。

議 長 次に、協議に入ります。事務局よりお願いします。

田口局長 協議事項1。第56回農業委員大会要請事項についてです。色々ご意見をいただきましたが、2点に絞らせていただきました。まずはTPP交渉参加の撤回についてです。交渉参加せざるを得ないような表明があったようですので、このことについて強く要望したいと考えております。

次に、耕作放棄地解消対策についてです。資料に記載している6項目について、要望したいと考えております。以上です。

藤原主任 次に、協議事項2。作況調査についてです。実施日は9月7日です。第11回総会終了後に各圃場を回り、調査する計画でございます。調査圃場につきましては、資料に記載のとおりでございます。以上です。

議 長 この2件について、ご意見ご質問等ございませんか。

12番青柳 議長。

議 長 どうぞ。

12番青柳 作況調査についてですが、雲然地区の圃場も是非調査圃場に入れてほしいです。

藤原主任 作況調査については、毎年同じ場所を調査し昨年との比較等もありますので、昨年調査していない地区については新たに付け加えることとなりますので協議したいと思えます。

議 長 他にありませんか。

『無し』の声

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成24年第10回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(11時24分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成24年11月 1日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 19番 佐 藤 善 栄

署 名 員 20番 藤 原 由 悦
